

別紙 8

R6.3.27 「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」に関する取扱いについて更新しました。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス（独自） A 6 : 通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「2 : 基準型」とみなす。 高齢者虐待防止措置を実施している場合は、届出不要。
2	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 非該当」とみなす。
3	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上）」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 非該当」とみなす。
4	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1 : 減算型」 「2 : 基準型」</p> <p>を新設</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新たな届出がない場合は「2 : 基準型」とみなす。 業務継続計画を策定している場合は届出不要。</p> </div>
6	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」</p> <p>を廃止</p>	なし。
7	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」</p> <p>を 「一体的サービス提供加算」</p> <p>に名称変更</p>	(注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
8	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算〔申出〕の有無」</p> <p>を廃止</p>	なし。

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2：訪問型サービス（独自） A 6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ（1）」 「C：加算Ⅴ（2）」 「D：加算Ⅴ（3）」 「E：加算Ⅴ（4）」 「F：加算Ⅴ（5）」 「G：加算Ⅴ（6）」 「H：加算Ⅴ（7）」 「J：加算Ⅴ（8）」 「K：加算Ⅴ（9）」 「L：加算Ⅴ（10）」 「M：加算Ⅴ（11）」 「N：加算Ⅴ（12）」 「P：加算Ⅴ（13）」 「R：加算Ⅴ（14）」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2	A 2 : 訪問型サービス (独自) A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」 を廃止	なし。